

## Client Alert

17 March 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



山頭 めぐみ  
アソシエイト  
03 6271 9538  
[Megumi.Santo@bakermckenzie.com](mailto:Megumi.Santo@bakermckenzie.com)



James Lau  
Special Counsel  
+852 2846 1094  
[James.Lau@bakermckenzie.com](mailto:James.Lau@bakermckenzie.com)



Harrods Wong  
Associate  
+852 2846 2502  
[Harrods.Wong@bakermckenzie.com](mailto:Harrods.Wong@bakermckenzie.com)

## 中国商標法改正案の進捗状況について (Part 2)

今回の報告(Part 2)では、主要な改正案のうち、「特定の状況における悪意のある商標の強制譲渡」、及び「悪意のある出願に対抗するためのその他の具体的な措置」を取り上げる。

改正案が適時に施行されれば、ブランド所有者が中国で商標権を管理および保護する方法が大きく変わる。前回の Newsletter では、「重複出願の禁止」と「登録後 5 年毎に使用声明を提出する義務」という 2 つの重要な改正点について解説した。本記事では、悪意のある出願に対処することを目的とした他の 2 つの改正点を取り上げる。中国では商標権の侵害や不法占拠の問題が顕著であるため、多くのブランド所有者にとって大きな懸念事項となっている。

なお、前回同様、今のところは具体的な立法スケジュールの目途は立っていない。

### 特定の状況における悪意のある商標の強制譲渡

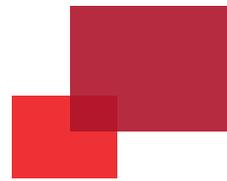
改正案では、悪意のある商標登録に対処するための強制譲渡メカニズムを導入している。既存の商標登録の無効化のプロセスでは、案件が成功した場合にのみ係争中の商標を無効にできるが、その所有権を正当なブランド所有者に譲渡することはできない。よって、改正案が施行されれば、既存の商標無効化プロセスに新たな譲渡プロセスが加わることとなる。

改正案では、ブランド所有者は、係争中の商標登録が次の条件を満たしていることを証明できれば、悪意で登録された商標を自己の名義に譲渡するよう申し立てることができる (第 45 条)。

- (i) 馳名商標を侵害している。
- (ii) ブランド所有者の代理人または代表者が許可なく出願した。
- (iii) ブランド所有者がすでに使用し、一定の影響力を享受している商標を出願した。

このメカニズムは、ブランド所有者が悪意のある商標登録に対処するための新しい手段となる。これは、正当なブランド所有者が、その商標の商標登録を直接取得できるため、先取的な商標登録の場合に特に役立つであろう。これにより、ブランド所有者が新しい出願をするために追加の時間とリソースを費やす必要がなくなる。

ただし、現在起草されているように、移転の条件はかなり限定されている。さらに、改正案では、中国国家知識産権局(CNIPA)が移転要求を審査する際に、出所の混同やその他の悪影響を防ぐために、係争中の商標を移転するのではなく、無効にする方がよいかどうかも検討するとされている。したがって、新法が施行された際は、実務上、実際にどのようにこの「強制譲渡」制度が活用されるのかを注視する必要がある。



## 悪意のある出願に対抗するためのその他の具体的な措置

改正案では、悪意のある商標登録出願に対抗するための明確な罰則と追加措置も導入されており、これには以下が含まれる。

- **悪意のある商標登録の定義の明確化**：使用目的のない商標出願を大量に出願し、商標登録の順序を混乱させるなど、悪意のある商標登録の状況を具体的に明記する（第 22 条）。
- **ブランド所有者への民事賠償**：悪意の出願によって生じた損失について、裁判所が「ブランド所有者に対する賠償金」を認定することができるようにする。この「賠償金」には、悪意の出願に対抗するために発生した合理的な費用が含まれる（第 83 条）。
- **悪意の商標登録に対する罰則**：悪意の商標登録に対して、重大なケースでは最高 25 万人民元（約 500 万円）の罰金を定め、違法な利益はすべて没収する（第 67 条）。
- **詐欺行為に対する罰則**：商標の審査において重要な事実を偽造したり、故意に虚偽の資料を提出したりするなどの不適切な行為に対して、最高 10 万人民元（約 200 万円）の罰金を科す（第 32 条）。

これらの改正案は、ブランドオーナーにとっては好ましいものであり、悪意の商標登録出願行為を抑止することが期待される。

## 法改正の現状（前回と同様）

2023 年 1 月 13 日、CNIPA は商標法の改正案を公表した。2024 年 5 月 9 日に、国務院は「2024 年立法作業計画」を発表し、商標法の改正案を全国人民代表大会常務委員会（NPCSC）に提出して審査を受ける準備をしていることを示した。しかしながら、国務院は、いまだ NPCSC に改正案を提出しておらず、現時点においても、具体的な立法スケジュールの目途は立っていない。